

マイナ保険証移行後の資格取得及び扶養認定の処理について（補足）

令和6年12月2日から健康保険証の新規交付が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行いたしました。

標記の件について令和6年11月15日付でお知らせいたしました。下記に関して変更等がありますのでお知らせいたします。（赤字部分が変更・追加部分となります。）

◎現在健康保険証をお持ちの方について

- 令和6年8月22日以降に取得・認定の処理をした方の「資格情報のお知らせ」は、**令和7年12月1日までに順次交付いたします。**

◎令和6年12月2日以降に受付した「被保険者資格取得届」及び「被扶養者（異動）届」について

- 新様式（「資格確認書発行要否」欄が追加された届書）での提出をお願いします。

新様式の届書については、ホームページよりダウンロードしてください。

※電子申請及び旧様式（「資格確認書発行要否」欄の無い届書）で申請された場合は、マイナ保険証利用情報について確認する為、交付が遅れますのでご了承ください。（翌日以降）

- ◎マイナンバーの届出がない場合は、「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」を交付することができませんので、資格取得及び扶養認定の届出をされる際は必ずマイナンバーの記入をお願いいたします。
「資格情報のお知らせ」については、資格取得及び扶養認定時にマイナンバーを届出している方全員に交付します。

お問い合わせ先 東京貨物運送健康保険組合資格課（TEL：03-3359-8164）